

# 毎月11日は 『人権を確かめあう日』



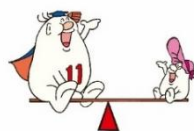
## 「人権を確かめあう日」とは？

「人権を確かめあう日」は、毎月11日に今一度人権について考え行動し、お互いの人権を確かめあおうとする取組です。

1989年4月11日に「人権を確かめあう日」が設定され、奈良県や県内の市町村が中心となり人権啓発活動を進めており、毎年4月11日頃には県内各地で一斉集会が開催されています。

### ヘイトスピーチ解消法

### 障害者差別解消法



### 部落差別解消推進法

今年はいわゆる「人権三法」が施行され10年という大きな節目を迎えます。これらの法律は「不当な差別の禁止」「社会的障壁の除去」「多様性の尊重」という共通理念が示され、誰もが尊厳をもって生きられる社会の実現を目指しており、地域みんながお互いのことを理解して助け合う気持ちが今まで以上に求められています。

新たな門出となるこの季節に今一度人権について見つめ直し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部

※このビラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または [jinken@city.uda.lg.jp](mailto:jinken@city.uda.lg.jp)

2026.4